

電気需給約款【OGプランB・C】 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>1 適用</p> <p>(1) この電気需給約款【OGプランB・C】（以下「本約款」といいます。）は、一般送配電事業者 または配電事業者 が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものであり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。</p> <p>(2) 本約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。</p>	<p>1 適用</p> <p>(1) この電気需給約款【OGプランB・C】（以下「本約款」といいます。）は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものであり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。</p> <p>(2) 本約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。</p>	変更
<p>2 本約款等の変更</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) お客さまの需要場所を供給区域内とする一般送配電事業者 または配電事業者（以下「<u>当該一般送配電事業者等</u>」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により本約款等を変更する必要がある場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款等を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。なお、当社は、本約款等を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款等および変更の効力発生日を、一定期間当社のホームページに掲載することで、お知らせいたします。</p> <p>(3) ～(4) 略</p>	<p>2 本約款等の変更</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) お客さまの需要場所を供給区域内とする一般送配電事業者（東京電力パワーグリッド株式会社とし、以下「<u>当該一般送配電事業者</u>」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により本約款等を変更する必要がある場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款等を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。なお、当社は、本約款等を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款等および変更の効力発生日を、一定期間当社のホームページに掲載することで、お知らせいたします。</p> <p>(3) ～(4) 略</p>	変更 （※以下、約款本文にある「 <u>当該一般送配電事業者</u> 」は全て「 <u>当該一般送配電事業者等</u> 」に変更する。

電気需給約款【OGプランB・C】 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>3 定義</p> <p>次の言葉は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) ～(11) 略</p> <p>(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p style="text-align: center;"><u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(13)～(16) 略</p>	<p>3 定義</p> <p>次の言葉は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) ～(11) 略</p> <p>(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p style="text-align: center;"><u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(13)～(16) 略</p>	変更
<p>7 電気需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>契約期間は、電気需給契約が成立した日から、廃止または解約により電気需給契約が消滅する日までといたします。ただし、お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。</u></p> <p>(3) (2)ロにもとづき契約期間を更新する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該更新後の新たな契約期間のみとし、当社が適当と判断した方法により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。</p>	<p>7 電気需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>契約期間は、次によります。</u></p> <p><u>イ 契約期間は、電気需給契約が成立した日から、電気料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。</u></p> <p><u>ロ 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、電気需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</u></p> <p>(3) (2)ロにもとづき契約期間を更新する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p><u>イ 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該更新後の新たな契約期間のみとし、当社が適当と判断した方法により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。</u></p>	変更 削除

電気需給約款【OGプランB・C】 新旧対照表

新	旧	備考欄																
<p style="color: red; text-decoration: underline;">ロ 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載いたします。</p>	<p style="color: red; text-decoration: underline;">ロ 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載いたします。</p>																	
<p>14 OGプラン</p> <p>(1) OGプランB</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>ニ 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">契約電流 30 アンペア</td> <td style="text-align: right; color: red;">830 円 72 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td style="text-align: right; color: red;">1,107 円 63 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td> <td style="text-align: right; color: red;">1,384 円 53 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td> <td style="text-align: right; color: red;">1,661 円 44 銭</td> </tr> </table>	契約電流 30 アンペア	830 円 72 銭	契約電流 40 アンペア	1,107 円 63 銭	契約電流 50 アンペア	1,384 円 53 銭	契約電流 60 アンペア	1,661 円 44 銭	<p>14 OGプラン</p> <p>(1) OGプランB</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>ニ 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">契約電流 30 アンペア</td> <td style="text-align: right; color: red;">803 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td style="text-align: right; color: red;">1,070 円 67 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td> <td style="text-align: right; color: red;">1,338 円 33 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td> <td style="text-align: right; color: red;">1,606 円 00 銭</td> </tr> </table>	契約電流 30 アンペア	803 円 00 銭	契約電流 40 アンペア	1,070 円 67 銭	契約電流 50 アンペア	1,338 円 33 銭	契約電流 60 アンペア	1,606 円 00 銭	<p>変更</p>
契約電流 30 アンペア	830 円 72 銭																	
契約電流 40 アンペア	1,107 円 63 銭																	
契約電流 50 アンペア	1,384 円 53 銭																	
契約電流 60 アンペア	1,661 円 44 銭																	
契約電流 30 アンペア	803 円 00 銭																	
契約電流 40 アンペア	1,070 円 67 銭																	
契約電流 50 アンペア	1,338 円 33 銭																	
契約電流 60 アンペア	1,606 円 00 銭																	

電気需給約款【OGプランB・C】 新旧対照表

新	旧	備考欄								
<p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">最初 340 キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right; color: red;">24 円 45 銭</td> </tr> <tr> <td>340 キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right; color: red;">27 円 23 銭</td> </tr> </table>	最初 340 キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 45 銭	340 キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 23 銭	<p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">最初 340 キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right; color: red;">24 円 42 銭</td> </tr> <tr> <td>340 キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right; color: red;">27 円 20 銭</td> </tr> </table>	最初 340 キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 42 銭	340 キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 20 銭	変更
最初 340 キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 45 銭									
340 キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 23 銭									
最初 340 キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 42 銭									
340 キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 20 銭									
<p>33 電気需給契約の変更</p> <p>(1) お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p> <p>また、契約種別の変更を希望される場合の変更後の電気料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。</p> <p style="color: red;"><u>なお、やむを得ない場合を除き契約種別、契約電流、契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約種別、契約電流、契約容量を変更することはできません。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>33 電気需給契約の変更</p> <p>(1) お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p> <p>また、契約種別の変更を希望される場合の変更後の電気料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。</p> <p>(2) 略</p>	追加								
<p>附 則</p> <p>1 本約款の実施期日 本約款は、<u>2023年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2 本約款の実施に伴う切り替え措置 <u>当社は、2023年3月31日以前から継続して供給し、2023年4月1</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 本約款の実施期日 本約款は、<u>令和元年10月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2 本約款の実施に伴う切り替え措置 <u>当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10</u></p>	変更 変更								

電気需給約款【OGプランB・C】 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>日から 2023 年 4 月 30 日までに支払義務が初めて発生するものについては、本約款の変更前の電気需給約款【OGプランB・C】に基づき料金を算定するものといたします。</u></p>	<p><u>月 1 日から令和元年 10 月 31 日までに支払義務が初めて発生するものについては、本約款の変更前の電気需給約款【OGプランB・C】に基づき料金を算定するものといたします。</u></p>	
<p>別表</p> <p>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項</u>の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）<u>およびインバランリスク単価等を定める告示</u>により定めます。</p> <p>なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の電気料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の電気料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー</p>	<p>別表</p> <p>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。</p> <p>なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の電気料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の電気料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー</p>	変更

電気需給約款【OGプランB・C】 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。) までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>施行令に定める割合を乗じてえた金額 (以下「減免額」といいます。) を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>以下略</p>	<p>特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。) までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>施行令に定める割合を乗じてえた金額 (以下「減免額」といいます。) を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>以下略</p>	<p>変更</p>